

滋教委高第 55 号  
滋教委特支第 14 号  
滋教委保第 26 号  
令和3年(2021年)1月14日

県立学校長 様

県教育委員会事務局 高校教育課長  
県教育委員会事務局特別支援教育課長  
県教育委員会事務局保健体育課長

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県立学校の部活動について（通知）

現在、国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、首都圏に続き、近隣府県を含む全国各地に緊急事態宣言が再発令されました。県内の感染者数も増加傾向にあります。文部科学省からは、部活動に関して「新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」の通知が発出されているところです。こうした事態を踏まえ、運動部活動、文化部活動ともに、練習試合や発表会、他校との合同練習等について、当面2月7日まで下記のとおりとします。生徒、保護者および貴校関係教職員に周知するとともに、日々の部活動における感染予防対策の徹底をお願いします。

なお、本日現在、学校の行動基準となる地域の感染レベルは「1」を継続していますが、下記の取扱いを優先します。「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」（令和2年12月10日改定版）の内容を変更するものではありません。今後の感染状況により、部活動における活動内容に変更が生じる場合があります。

また、今後、各部活動においては、ICT活用によるオンラインでの交流や技術指導など活動内容や方法についても工夫をしていただくよう検討をお願いします。

### 記

- 1 緊急事態宣言の対象区域に属する地域での練習試合や合同練習等は、不可とする。
- 2 県内および緊急事態宣言の対象区域以外の地域にある学校との練習試合や合同練習等は、可能な限り感染症対策を行った上で可能とする。
- 3 合宿や泊を伴う活動は不可とする。
- 4 大会等への出場については、全国・近畿大会への県予選や高体連・高文連主催の公式試合のみ可能とする。

高校教育課	教育力向上係	杉原
特別支援教育課	教育指導係	武田
保健体育課	学校体育係	小田・東谷

## 9 部活動について

部活動については、感染に関する最新の情報にも留意し、十分な感染症対策や熱中症対策を講じて、活動を実施すること。その際、生徒本人・保護者の意向を尊重し、参加を強要することがないようにするとともに、部活動は生徒だけに任せるのではなく、活動前はもちろん、活動中についても健康観察を十分行い、教師や部活動指導員等が生徒の健康状態をしっかり把握して実施すること。

また、各種大会への参加や泊を伴う活動については、意義や目的に照らし、学校として責任をもって実施の必要性を判断すること。

### (1) 実施にあたって

	レベル1	レベル2・3
活動内容	<u>可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可</u>	<u>可能な限り感染症対策を行った上で、県内の対外試合・合同練習・発表会等可</u> <u>合宿や泊を伴う活動は不可</u>
留意事項	平日 3時間以内 週休日 4時間以内 休養日は週1日以上 (週休日は4週当たり2日以上)	平日 3時間以内 週休日 4時間以内 休養日は週1日以上 (週休日は4週当たり2日以上)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     感染拡大により、活動制限が追加される場合がある。                 </div>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外へ移動する場合や合宿や泊を伴う活動は、移動先の状況を把握し感染症対策に十分留意すること。</li> <li>・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど熱中症の予防に留意すること。</li> <li>・県立中学校の活動時間と休養日は、「部活動の指導について」を遵守すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>合宿や泊を伴う活動は、行わないこと。</u></li> <li>・<u>対外試合・合同練習・発表会に参加する場合、感染症対策に十分留意すること。</u></li> <li>・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど熱中症の予防に留意すること。</li> <li>・県立中学校の活動時間と休養日は、「部活動の指導について」を遵守すること。</li> </ul>

### (2) 具体的な留意事項

- ・「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」文部科学省 スポーツ庁(R2.9.3)「総合的なガイドライン」スポーツ庁(H30.3)・文化庁(H30.12)や「部活動の指導について」県教委(H30.7)を遵守すること。
- ・活動前、休憩時、活動後などに手洗い（洗顔含む）を行うこと。
- ・部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、更衣室や部室も含めて一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具・楽器等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、十分な感染症対策を講じること。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動中のマスクの着用は必ずしも必要ないが、生徒の間隔を十分に確保すること。
- ・部活動の実施に当たっては、各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・各種大会への参加や泊を伴う活動については、会場への移動時や宿泊時、スポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒・教師等の感染防止対策を徹底すること。
- ・感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して、活動内容が変更されることがあります。